

(第五次長野市総合計画(案) 環境分野 抜粋)

土地 利 用 構 想

土地利用の状況

※ 平成 28 年 4 月現在の数値を掲載予定

参考：第四次長野市総合計画後期基本計画 土地利用構想 (平成 23 年 4 月現在)

1 土地の利用区分別面積

土地の利用区分	(平成23年 4 月現在)	
	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	8,960	11%
森 林	54,047	65%
原 野	753	1%
水面・河川・水路	2,960	3%
道 路	3,410	4%
宅 地	6,490	8%
その他	6,865	8%
市域全体	83,485	100%

2 関係法令に基づく計画区域面積

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域の面積 (ha)	
		(平成23年 4 月現在)	
都市計画法	都市計画区域	21,541	(市域の約26%)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	43,547	(市域の約52%)
森林法	地域森林計画対象民有林	41,561	(市域の約50%)
自然公園法	国立公園区域	10,204	(市域の約12%)

土地利用の現況と課題

- 市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地は、市民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分考慮し、長期的視点に立った利用を進める必要があります。
- 人口減少の進行による住宅地・商工業用地などの土地利用の需要の減少、また、高齢農業就業者の離農などによる農業及び林業生産活動の土地利用の需要の減少から、土地全体の需要が減少し、低・未利用地が増加するおそれがあることから、土地の適切な管理と有効利用を図る必要があります。
- 自然環境の悪化は、生態系の持つ食料・水の供給機能など生活基盤の維持低下や生物多様性・美しい景観など貴重な資源の喪失を招くおそれがあることから、豊かな自然環境を保全し、適正に活用することが求められています。
- 東日本大震災や長野県神城断層地震などの経験により、安全・安心に対する意識が高まっていることから、自然災害等に対応するため、安全に配慮した土地利用が必要となります。

土地利用の基本方針

- ◇ 土地の適切な管理と有効利用
- ◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ◇ 安全で安心できる土地利用

◇ 土地の適切な管理と有効利用

- ・ 住宅地・商工業用地などの土地利用については、地域の特性等に応じて都市機能を集約し、中山間地での生活機能を維持しながら、それらを拠点とし、互いの機能を補うネットワークの形成を図るとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを図ります。
- ・ 農業及び林業生産活動による土地利用については、優良農地の確保のほか担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生抑制と農地の有効利用を図ります。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を促進します。

◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

- ・ 自然が持つ多様な機能を将来にわたり継承するため、環境保全の取組やバイオマス資源等を活用した再生可能エネルギーの利用を促進し、自然環境と調和のとれた適正な土地利用を推進します。
- ・ 美しい自然、歴史・文化を感じる街並みや魅力ある都市空間などの景観の保全・再生・創出を図るとともに、妙高戸隠連山国立公園などの自然資源の活用や緑豊かな里山環境を活かした観光振興などを通じ、交流人口の増加や地域間の人の流れの拡大を図る土地利用を推進します。

◇ 安全で安心できる土地利用

- ・ 河川改修などのハード対策とハザードマップ作成などのソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を制限するなどの安全性に配慮した土地利用に努めます。

Ⅱ 基本構想

4 施策の大綱

(2) 環境分野

【環境分野】

人と自然が共生するまち「ながの」

背景

環境に配慮する市民意識が育まれつつある一方、わたしたちの日常生活や社会経済活動が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こす一因となっていることから、環境保全に向けた取組を促進する必要があります。

目指す方向

市民・地域・事業者・行政などの連携の下、豊かな自然環境を保全し次世代へ継承するとともに、環境への配慮と心地よさが両立した持続可能な暮らしの実現により、人と自然が共生するまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 かけがえのない自然を未来へつなぐまちづくり

- 豊かな自然環境を保全します
- 低炭素社会を実現します

2 環境に配慮した心地よい暮らしづくり

- 良好な生活環境を保全します
- 循環型社会を実現します